

議案参考資料

[令和3年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

農林振興課 農業振興担当

議案名

議案第80号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

趣旨・目的

農業経営基盤強化促進法に基づき策定された群馬県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が見直されたことに伴い、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を同方針に即し変更するものです。

概要

農業経営基盤強化促進法(以下「法」という。)は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分に踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化の促進を推進するための措置を総合的に講じるものです。

今回、県の基本方針の変更に伴い基本構想を変更するものです。

《現行の基本構想との主な変更点》

- ① 目標年次を令和12年とする
- ② 主たる農業従事者の年間労働時間の目標
- ③ 主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得目標
- ④ 1経営体当たりの年間農業所得目標
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標
- ⑥ 効率的かつ安定的な農業経営の指標
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- ⑧ 農用地利用集積円滑化事業の廃止
- ⑨ その他情勢等の変化に対応した見直し

背景・経過

群馬県が、法に基づき「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を令和3年4月1日に変更したことにより、市町村基本構想も見直すこととなりました。法の一部改正(令和2年4月1日施行)及び農業情勢等の変化を踏まえ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」について、見直しを実施いたします。

参考資料

農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更について(概要)

農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更について(概要)

桐生市農林振興課

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について

(1) 根拠法令

農業経営基盤強化促進法

(2) 性格

市が将来の農業のあるべき姿について、今後の農業振興を推進していく目標であり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向、目標とすべき労働時間、所得水準等を示すものであります。

また、おおむね5年ごとに、その後の10年間について定めることとしています。

(3) これまでの策定、見直しの経緯

平成 7年	2月	基本構想策定
平成12年	3月	基本構想見直し(概ね5年ごとの見直し)
平成16年	9月	基本構想見直し(一部変更の見直し)
平成18年	2月	基本構想見直し(概ね5年ごとの見直し)
平成22年	3月	基本構想見直し(法改正に伴う見直し)
平成23年	3月	基本構想見直し(概ね5年ごとの見直し)
平成28年12月		基本構想見直し(概ね5年ごとの見直し)
令和 3年12月		基本構想見直し(概ね5年ごとの見直し)

2 今回の基本構想の見直しについて

(1) 見直しの経緯

県基本方針の見直しに伴う5年ごとの見直し

(2) 見直しの主な内容

- ①目標年次(平成37年→令和12年)
- ②主たる農業従事者の年間労働時間の目標
(1,800~2,000時間程度→1750~2000時間程度)
- ③主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得の目標(概ね350万円→概ね380万円)
- ④1経営体当たりの年間農業所得の目標(概ね570万円→概ね600万円)

- ⑤新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標
(年間労働時間目標 1,800～2,000 時間程度→1,750～2,000 時間程度)
(主たる農業従事者 1 人当たりの年間農業所得の目標 概ね 210 万円→概ね 230 万円)
- ⑥効率的かつ安定的な農業経営の指標については、近年の状況に合わせて修正
- ⑦新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標については、近年の状況に合わせて修正
- ⑧農地利用集積円滑化事業の廃止
- ⑨その他、法改正や情勢等に対応した見直し

(3) 見直し時期

令和3年12月予定